

企業年金基金ニュース

No. 87

発行日 令和 7 年 6 月 18 日
発行者 電子情報技術産業企業年金基金
東京都千代田区岩本町1-11-2
A-RISE神田6F
(0 3 - 5 8 0 9 - 3 1 8 8)

企業年金基金の概況
(令和7年5月31日現在)

実施事業所数	169 社
加入者数	19,410 人
年金受給者数	779 人

1. 資格喪失者への給付金案内書の送付について

給付金対象となる加入者期間3年以上（資格取得時の年齢が62歳以上の場合は1ヶ月以上）の資格喪失者の方へ、喪失月の翌月中旬から下旬にご自宅宛に基金の給付金案内書を発送いたします。

（例：令和7年7月1日資格喪失（令和7年6月30日退職）者の方へは、令和7年8月中旬から下旬に発送。）

なお、給付金案内書を先行送付することもできますので、ご希望であれば業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。

2. 適用関係の届書について

適用関係の届書（加入者資格取得届、加入者資格喪失届等）には、当基金における事業所番号を正しくご記入ください。

事業所番号は、基金より送付する各届書の決定通知書や掛金計算書、納入告知書に記載のある4桁の番号となります。（事業所番号欄に「厚生年金保険の事業所番号」や「旧厚生年金基金の基金番号（0858）」等が記入されている例が散見されます。）

また、異動（資格取得・喪失される）月が異なる際は、届書を分けてご提出くださいますようお願いいたします。（例：令和7年6月30日と令和7年7月1日の資格喪失者の届書は分けてご提出ください。）

3. 基金業務スケジュールについて

令和 7年 6月分の届書の締切日	令和 7年 7月10日（木）
令和 7年 6月分掛金納入告知書等発送日	令和 7年 7月18日（金）

郵便事情により日数がかかる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。
ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。

※ 電子連携サービスについて

「電子連携サービス」を利用することにより、事業所⇄基金間をインターネット上のVPN接続を用いる環境にて、事業所からの適用関係の届書や基金からの通知書・掛金帳票等の送受信を行うことができますので、是非ご利用ください。

「電子連携サービス」をご利用であっても、従来通り事業所からの届書は郵便等にて送付いただくこともできます。

《電子連携サービスを利用するメリット》

- ・ 届書の発送手続きの手間や郵送コストを削減することができます
 - ・ 締切日当日に届書を提出することができます
 - ・ 基金より配信される通知書・告知書等をデータ管理することができます
 - ・ 基金より配信される通知書・告知書等は7年間分保存され、再ダウンロードすることができます
- 「電子連携サービス」の利用方法等につきましては、業務課（電話：03-5809-3189）まで。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。